

大野城市マンション管理計画認定制度に関する事務処理要綱

令和8年3月25日

要綱第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、大野城市長（以下「市長」という。）が行う管理計画の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び省令に定めるところによる。

(事前確認)

第3条 法第5条の13第1項の規定による申請（以下「認定申請」という。）をしようとする者は、当該申請を行う前に、あらかじめ、法第91条に規定するマンション管理適正化推進センター（以下「センター」という。）が発行する法第5条の14各号に掲げる基準に適合することを証する書面（以下「事前確認適合証」という。）の交付を受けるものとする。

(認定申請)

第4条 認定申請をしようとする者は、センターが提供する管理計画認定手続支援サービスにより行うものとする。

2 認定申請の際には、省令別記様式第1号による申請書に、事前確認適合証を添えて、市長に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

3 省令第1条の8第1項に規定する計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、事前確認適合証とし、同項各号に掲げる添付書類の提出は不要とする。

(認定更新申請)

第5条 法第5条の16の規定による更新の申請（以下「認定更新申請」という。）をしようとする者は、省令別記様式第1号の3による申請書に、事前確認適合証を添えて、市長に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

2 認定更新申請については、第3条、前条第1項及び第3項の規定を準用する。

(変更認定申請)

第6条 法第5条の17の規定による変更の申請（以下「変更認定申請」という。）をしようとする者は、省令別記様式第1号の5による申請書に、変更に係る省令第1条の8第1項各号に掲げる添付書類を添えて、市長に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第7条 市長は、認定申請、認定更新申請又は変更認定申請（以下「認定申請等」という。）が、法第5条の14に規定する基準に適合しないと認める場合は、管理計画を認定しない旨の通知書（様式第1号）により、認定申請等をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第8条 認定申請等をした者は、市長の認定を受ける前に申請を取り下げようとする場合は、取下げ届（様式第2号）により、市長に届け出るものとする。

（軽微な変更）

第9条 認定管理者等は、省令第1条の15に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定管理計画に係る軽微な変更届（様式第3号）に、変更内容が確認できる書類を添えて、市長に正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

（報告書の徴収）

第10条 市長は、法第5条の18の規定による報告を求める場合、管理状況報告依頼書（様式第4号）により、認定管理者等へ通知しなければならない。

2 認定管理者等は、前項の規定により報告を求められたときは、管理状況報告書（様式第5号）により、期限までに市長に報告しなければならない。

（改善命令）

第11条 市長は、法第5条の19の規定により改善に必要な措置を命ずる場合は、改善命令書（様式第6号）により行うものとする。

（管理の取りやめ）

第12条 認定管理者等は、管理計画認定マンションについて法第5条の20第1項第2号の規定による申出をする場合は、管理取りやめ申出書（様式第7号）により、市長に申し出るものとする。

（認定の取消し）

第13条 市長は、法第5条の20第2項の規定による取消しの通知をする場合は、認定管理計画の認定取消通知書（様式第8号）により行うものとする。

(認定管理計画の公表)

第14条 認定申請等をする者が、認定を受けた際の公表に同意した場合は、市長は、センターと連携して、当該認定管理計画に係るマンションの名称、マンションの所在地、管理計画認定日及び市長が付与する認定コードを公表することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様

大野城市長

管理計画を認定しない旨の通知書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の13（第5条の16第2項又は第5条の17第2項の規定により準用される第5条の13）第1項の規定により申請のあった下記1から3に掲げる管理計画について、下記4の理由により認定をしないことを通知します。

記

- 1 申請受付年月日
 認定申請 年 月 日
 認定更新申請 年 月 日
 変更認定申請 年 月 日
- 2 マンションの名称
- 3 マンションの所在地
- 4 理由

（教示）

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大野城市長に対して審査請求をすることができます。（この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大野城市（訴訟において大野城市を代表する者は、大野城市長となります。）を被告として提起することができます（この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から1年を経過すると提起することができなくなります。）。

認定管理計画に係る軽微な変更届

年 月 日

大野城市長 宛

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）
第1条の15に規定する軽微な変更をしましたので、大野城市マンション管理計画認定制度に関
する事務処理要綱（令和8年要綱第30号）第9条の規定により届け出ます。

記

- 1 軽微な変更を届け出る管理計画の認定年月日
年 月 日
- 2 軽微な変更を届け出る管理計画の認定コード
- 3 マンションの名称
- 4 マンションの所在地
- 5 変更内容

- 注) 1 変更の認定や更新の認定を受けた場合、直近の認定年月日・認定コードを記載すること。
2 変更内容が確認できる書類を添付すること。
3 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の15に規定する軽微な変更
に該当しない管理計画の変更の場合は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平
成12年法律第149号）第5条の17の規定に基づき、変更認定申請を行うこと。

様

大野城市長

管理状況報告依頼書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の18の規定に基づき、次のとおり管理状況について報告を求めます。

1 報告を求める者

住 所：

認定管理者等氏名：

2 報告を求めるマンション

(1) 認定年月日 年 月 日

(2) 認定コード

3 報告を求める事項

4 報告を求める理由

5 提出期限及び提出先

(1) 提出期限 年 月 日

(2) 提出先

注) 変更の認定や更新の認定を受けた場合、直近の認定年月日及び認定コードを記載すること。

様式第 5 号（第 10 条関係）

管理状況報告書

年 月 日

大野城市長 宛

住所（又は主たる事務所の所在地）

報告者（認定管理者等）

連絡先

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 18 の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により報告を求められた事項について、次のとおり報告します。

1 報告を求められた事項（管理状況報告依頼書に記載された内容を転記）

2 管理の状況

注）報告の内容に関する必要な書類を添付すること。

様

大野城市長

改善命令書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の19の規定に基づき、次のとおり改善の措置を命じます。

記

1 改善を求めるマンション

(1) マンションの名称

(2) マンションの所在地

(3) 認定年月日 年 月 日

(4) 認定コード

2 改善すべき事項

3 改善の期限

(教示)

この処分に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大野城市長に対して審査請求をすることができます。（この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。）

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大野城市（訴訟において大野城市を代表する者は、大野城市長となります。）を被告として提起することができます（この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分があった日の翌日から1年を経過すると提起することができなくなります。）。

様式第7号（第12条関係）

管理取りやめ申出書

年 月 日

大野城市長 宛

申請者（管理者等）の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者（管理者等）の氏名又は
名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名

申請者（管理者等）の連絡先

次の認定管理計画に基づく管理認定マンションの管理を取りやめたいので、
大野城市マンション管理計画認定制度に関する事務取処理扱要綱（令和8年要
綱第30号）第12条の規定により申し出ます。

1 マンションの名称

2 マンションの所在地

3 認定年月日

4 認定コード

5 取りやめの理由

様

大野城市長

認定取消通知書

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の20第1項の規定に基づき下記のとおり認定を取り消しましたので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

記

1 認定を取り消すマンション

(1) マンションの名称

(2) マンションの所在地

(3) 認定年月日 年 月 日

(4) 認定コード

2 取消しの理由

(教示)

この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、大野城市長に対して審査請求をすることができます。（この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から1年を経過すると審査請求ができなくなります。）

また、この決定の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、大野城市（訴訟において大野城市を代表する者は、大野城市長となります。）を被告として提起することができます（この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から1年を経過すると提起することができなくなります。）。